

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・ <u>会議費</u> ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	団会議 (交通費 駐車料金)		
年 月 日	令和 6年 5月 9日～	年 月 日	金 額 3,720円

目 的	県庁にて臨時議会等について会派内で会議を行う
使 途	交通費 (新富士 ～ 静岡 往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関 連 性	臨時議会対応等について会派内で会議を行い、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

領収証 不鮮明のため補記

※ 支払者 早川育子

領 収 書

Receipt

領収年月日 2024.5.9 登録番号: T3180001031569

金 額 ￥2,920 (消費税等込み) 税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類

(00147 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

新富士駅 MV805発行 10148-02

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

新井パルク
TEL 0545-62-0500

05月09日 16:14 出
08:59 入
860円
800円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,720円	100%	3,720円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査費（交通費 駐車料金 ）		
年 月 日	令和 6年 5月10日～	年 月 日	金 額 3, 7 2 0 円

目 的	県庁にて、人口減少および少子化対策の県の取組について担当者から説明を受ける
使 途	交通費（ 新富士 ～ 静岡 往復 ） 駐車料金
政務活動・ 県政との 関 連 性	人口減少および少子化対策の県の取組等について担当者から説明を受け、現状と課題を整理し、今後の質問等につなげ県政に反映していく

《領収書貼付枠》

※支払者 早川育子

領 収 書

Receipt 様
領収年月日 2024-5.10 登録番号: T3180001031569
金 額 ￥2,920 (消費税等込み) 税 10%

(クレジット扱い)
購入商品 J R乗車券類
(001824枚)
東海旅客鉄道株式会社
新富士駅 MV805 発行 10183-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3, 7 2 0 円	/	3, 7 2 0 円
		1 0 0 %	

領 収 証

No. _____

早川 育子 様

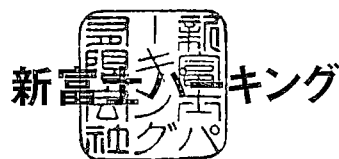
¥ 800.-

但し駐車料金

2024年 5月 10日

上記正に領収いたしました。

新幹線
新富士駅北口



富士市柳島285-1
TEL(0545)62-0500

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査（高速料金）		
年 月 日	令和 6年 5月13日～	年 月 日	金 額 2,020円

目 的	県庁にて、少子化対策について担当者より現状を伺い課題を調査する
使 途	高速料金（ 富士川 ～ 日本平久能山 日本平久能山 ～ 富士川 ）
政務活動・ 県政との 関 連 性	少子化対策について担当者より説明を受け、現状と課題について整理し、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 日本平久能山 24年 5月13日 9時45分 通行料金 ￥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A15405-135150-172230 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士川スマート 24年 5月13日 16時25分 通行料金 ￥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A15405-135150-173337 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,020円	100%	2,020円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費・研修費)		
内 容	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー 会費		
年 月 日	令和5年 5月13日～	年 月 日	金 額 11,000円

会の趣旨・目的	少子高齢・人口減少社会において福祉専門職による研修や定期的情報発信により、質の高い福祉サービスが提供されることを目的とする
会の活動内容等	・研修会の開催 ・定期的な情報誌の発行
政務活動・県政との関連性	少子高齢・人口減少社会において福祉専門職による研修報告や定期的情報発信を受け、必要なサービスの充実や人材確保などについて政策発言につなげ、県政に反映させていく
《領収書貼付枠》 ※別紙添付 ※ 添付書類：団体の会則・事業概要・<u>その他</u> (定款)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	11,000円	100%	11,000円

領 収 証

No. 3155

早川 育子様

¥ 11,000

但し 2024 年度年会費（早川 育子様分）として

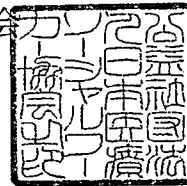
2024 年 5 月 13 日 上記正に領収いたしました

インボイス登録番号 T6011105004805



公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

会長 野口 百香



〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20 四谷ヂン
TEL: 03-5366-1057

公益社団法人日本医療社会福祉協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、公益社団法人日本医療社会福祉協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、保健医療分野における福祉サービスの充実及び向上を図り、あらゆる地域において社会福祉士による福祉サービスが提供される環境を整備するため、保健医療分野における社会福祉に関する調査研究及び社会福祉活動の普及啓発と保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上に努め、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健医療分野における社会福祉士の業務実態等の調査を基に、福祉サービスの充実及び向上を図る事業。
 - (2) 保健・医療・福祉の各サービスが連携を保持し、総合的に提供されるために必要なソーシャルワークに関する調査研究。
 - (3) 保健医療分野における社会福祉士の業務について国民の理解を求め、社会福祉士による福祉サービスが活用される環境を整備する事業。
 - (4) 保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上のための研修等の実施。
 - (5) 社会福祉学を基にした専門的知識および実務経験を有する社会福祉士に対して資格を付与し、資格者による福祉サービスの向上を図る事業。
 - (6) 国内外の保健医療分野における社会福祉活動に従事している者（以下「ソーシャルワーカー」という）の団体等と連携し、高齢者、障害者、生活困窮者及び災害被災者に対するソーシャルワーカーの活動を支援することを通じて社会に貢献する事業。
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項第1号ないし第5号の事業は日本全国で行い、第6号の事業は日本全国及び諸外国で行う。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した社会福祉士の資格を有する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会の事業に功労のあった者で理事会において名誉会員とすることを承認された個人、または、学識経験者で理事会において入会を承認された個人

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を代表理事に提出することにより、入会を申し込むものとする。

- 2 代表理事は、入会申込書を受領したときは、意見を付して理事会に諮り、理事会が入会を承認したときは、入会申込者にその旨を通知する。
- 3 入会申込者は前項の理事会承認決議がなされたときに会員の資格を取得する。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、除名することができる。この場合、代表理事は、除名決議の対象となる会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 代表理事は、前項により除名の決議がなされたときは、速やかに当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 入会金の支払を怠り、納入期限から1か年以上経過しても支払わないとき。
- (4) 会費を滞納し、その滞納額が2か年分以上となったとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(倫理綱領の遵守)

- 第 11 条 ソーシャルワーカーである本会の会員は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、社員総会で定められた倫理綱領を遵守しなければならない。
- 2 理事会は、ソーシャルワーカーが前項の倫理綱領に反する行為をしたとの苦情を申立てられ、懲戒を相当と判断するときは、懲戒処分を決定することができる。
- 3 懲戒手続に関する規則その他懲戒に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。
- (抛出金品の不返還)

第 12 条 本会は、会員の資格を喪失した者に対し、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品を返還しない。

第4章 社員総会

(構 成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員が、代表理事に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項2号により招集の請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員1名について1個とする。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開会することができない。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決及び委任)

第 21 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条第 1 項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事は 25 名以上 30 名以内
- (2) 監事は 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以上 5 名以内を副会長、3 名以上 5 名以内を業務担当理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副会長及び業務担当理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐し、且つ本会の業務を分担執行し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その業務執行を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期満了までとする。
- 3 役員が欠けた場合又はこの定款で定める役員の最低の員数が欠けた場合には、任期満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職務を執行しなければならない。

(解 任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報 酬)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が定める。

第6章 理事会

(構 成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開 催)

第32条 定期理事会は毎年3回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から理事会の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から法令に基づく招集の請求があったとき。

(招 集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、理事会の7日前までに通知しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号または第3号の請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決)

第35条 理事会における議決権は、理事1名について1個とする。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。
- 4 理事会の目的である事項につき、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
- 5 理事会の目的である事項につき、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した監事が、署名・押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び主要な職員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本会の財産は、代表理事が管理し、その管理方法は社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、その他の書類については社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項に定める書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算出し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の長期借入れを行うときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(義務の負担 権利の放棄)

第46条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において社員の半数以上で議決権総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項の社員総会の決議は社員総数の4分の3以上の議決をもって行う。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合または合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第51条 本会の事業につき公告する必要がある場合の公告方法は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補 則

(補 則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(経過規程)

第53条 この定款が成立する前に社団法人日本医療社会事業協会の正会員であった者は、社会福祉士の資格を有していると否とを問わず、入会手続を経ることなく、第5条第1号の正会員となる。

2 前項により正会員となる会員は入会金を支払う義務を負わない。

3 この定款が成立する前に社団法人日本医療社会事業協会の賛助会員であった者は、入会手続を経ることなく、第5条第2号の賛助会員となる。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は笹岡眞弓とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この定款は、2011年5月28日に一部を改正し施行する。

5. この定款は、2014年5月22日に一部を改正し施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県民意見聴取 (駐車料金)		
年 月 日	令和 6年 5月18日～	年 月 日	金 額 600 円

目 的	ボランティア団体関係者と意見交換を行う
使 途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関 連 性	静岡市内にてボランティア団体関係者と地域貢献、災害時対応等意見交換をおこない、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

静岡駅北パーキング
TEL054-252-0120

領収証

精算機 #02 A 精算No.000004
発券機 #01 発券No.002482
入庫時刻 2024年 5月18日(土) 17:46
精算時刻 2024年 5月18日(土) 19:34
駐車時間 1:48
駐車料金 A料金 600円
=====

合 計 600円
現金領収額 600円
お預り 600円
お釣り 0円
合計(税込)は消費税率10%対象です。
(公財) 静岡市まちづくり公社
登録番号 T1080005006273

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	600円	/	600円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査 (高速料金)		
年 月 日	令和 6 年 5 月 2 4 日～	年 月 日	金 額 2, 1 0 0 円

目 的	県庁にて、代表質問内容について担当者より現状を伺い課題を調査する
使 途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 日本平久能山 ～ 富士川)
政務活動・ 県政との 関 連 性	6 月定例会代表質問項目について担当者と意見交換し、県政について整理し、6 月定例会代表質問に反映していく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書


NEXCO 中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号: T4180001056169

料金所(自) 富士川スマート
料金所(至) 静岡
24 年 5 月 2 4 日 9 時 4 2 分

通行料金 ￥1, 0 9 0 -

(ETCクレジットカード) 車種 1
※通行料金の消費税率は 1 0 % です。

取扱番号
A16405-241904-630933 (確)
※本利用証明書は ETC 利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書


NEXCO 中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号: T4180001056169

料金所(自) 日本平久能山
料金所(至) 富士川スマート
24 年 5 月 2 4 日 1 5 時 4 4 分

通行料金 ￥1, 0 1 0 -

(ETCクレジットカード) 車種 1
※通行料金の消費税率は 1 0 % です。

取扱番号
A16405-241904-631030 (確)
※本利用証明書は ETC 利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2, 1 0 0 円	1 0 0 %	2, 1 0 0 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費(会議費)資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	団会議 (交通費 駐車料金)		
年 月 日	令和 6年 5月27日～	年 月 日	金 額 3,720円

目 的	県庁にて、新体制及び臨時議会等について会派内で会議を行う
使 途	交通費 (新富士 ～ 静岡 往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	新体制及び臨時議会等について会派内で会議を行い、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

領収証 不鮮明のため
補記

※ 支払者 早川育子

領 収 書

Receipt
領収年月日 2024-5-27 登録番号: T3180001031569
金 額 ￥2,920 (消費税等込み) 税 10%

〔クレジット扱い〕
購入商品 J R乗車券類
(60167 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
新富士駅 MV805 発行 00168-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新井セービング
TEL:0545-62-0500

新井セービング
2024年 5月 27日 15時 10分
現金 1,800円
現金 1,120円
現金 800円
現金 800円

05月27日15:10分
09:00入
→ 800円
→ 800円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,720円	100%	3,720円

整理番号	20
------	----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 6 年 5 月 27 日～	年 月 日	金 額 4,651 円

目 的	情報収集のための新聞購読
使 途	新聞購読料 (静岡・朝日・富士・岳南)
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路
01 011 090
※は軽減税率対象です

公明党県議団

振
様

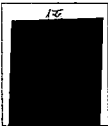
品 名	部数	金額(円)	備 考	領収金額 (含消費税)
※朝日新聞 朝刊	1	4,200		9,302 円
※静岡新聞	1	3,300		
※岳南朝日新聞	1	822		
※富士ニュース	1	980		
10%対象 0	(内消費税	0)		2024 年 05 月分
8%対象 9,302	(内消費税	689)		
領収致しました。(引落日)				2024 年 05 月 27 日

(株) 星野新聞 当
静岡県富士市緑町 1-28



登録番号: T2080102015011

本店 0545-52-0376



ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	9,302円	1/2	4,651円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 6年5月27日～	年 月 日	金 額 4,900 円

目 的	情報収集のための新聞購読
使 途	新聞購読料（日経・毎日）
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 兼 自動振替済証
公明党県議団 様

柚木 460-7

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*毎日新聞朝刊	1	4,300	
*日本経済新聞	1	5,500	

7月からパリオリンピックが開幕となります。その前にスポニチを読めば楽しさ倍増！まずは1週間無料試読、お問い合わせ下さい。

2024年 5月分

(21) 760.00自振

お問合せNo. XXXXXXXXXX

(8%対象 9,800 税 725)

(10%対象 0 税 0)

合 計 金 額

9,800円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

登録番号：T4080101009029


株式会社 田畑新聞店
静岡県富士市本市場112番地
TEL：0545-61-0011(代)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	9,800円	1/2	4,900円
		50%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 6 年 5 月 2 7 日～	年 月 日	金 額 1, 8 5 0 円

目 的	情報収集のための新聞購読
使 途	新聞購読料 (読売)
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証
公明党県議団 御中

2024年 5 月 分

(17) 173.00 自振

お問合せNo. XXXXXXXXXX

(8%対象 3,700 税 274)

(10%対象 0 税 0)

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*読売新聞朝刊	1	3,700	

合 計 金 額
3,700_円

毎度、ご愛読いただきまして
誠にありがとうございます
合計金額には、消費税が
含まれています

新聞休刊日は 6 月 1 0 日付朝刊です
新聞の配達・集金等に関するお問合せは
お気軽に当店までお申し付け下さい
フリーダイヤル 0 1 2 0 - 1 8 5 0 4 9

(証券No. 75-2024/05/25 16:40:10)

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知

有限会社 雨 森 新 聞 舗
〒416-0912 富士市加島町5-318
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)64-3854
登録番号:T9080102013256



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	3,700円	1 / 2	1,850円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査費（交通費 駐車料金）		
年 月 日	令和 6年 5月29日～	年 月 日	金 額 3,720円

目 的	県庁にて、6月定例会代表質問内容ヒアリング
使 途	交通費（新富士～静岡往復） 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	リニア中央新幹線の今後、医療介護人材確保等県の取組等について担当者から説明を受け、現状と課題を整理し、6月定例会代表質問につなげ県政に反映していく

《領収書貼付枠》

※支払者 早川育子

新富士パーキング

TEL:0545-62-0500
静岡県富士市柳島285-1

2024年05月29日（水） 15時44分

領 収 書

領 収 書

Receipt
領収年月日 2024-5-29 登録番号: T3180001031569 様
金 額 ￥2,920 (消費税等込み) 税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
(30157.4枚)
東海旅客鉄道株式会社
新富士駅MV804発行 40158-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

入庫時刻 09:27
出庫時刻 15:44
出庫 ￥800*
利用時間 6:17

合計 ￥800
(内税売10% ￥800)
(消費税 ￥72)
(消費税計 ￥72)
お預り ￥800

シートNO. 000021 店:0001
担当:担当者1

登録番号

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,720円	/	3,720円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査費（交通費 駐車料金 ）		
年 月 日	令和 6年 5月30日～	年 月 日	金 額 3,720円

目 的	県庁にて、県立高校における不登校対策等担当者より説明を受ける
使 途	交通費（ 新富士 ～ 静岡 往復 ） 駐車料金
政務活動・ 県政との 関 連 性	県立高校における不登校対策等について担当者から説明を受け、今後の県政に反映してい く

《領収書貼付枠》

※支払者 早川育子

領 収 書

Receipt 様

領収年月日 2024.5.30 登録番号: T3180001031569

金 額 ￥2,920 (消費税等込み) 税 10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類

(40137.4枚)

東海旅客鉄道株式会社

新富士駅 MV804 発行 50138-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,720円	/	3,720円
		100%	

領 収 証

No. _____

早川 育子 様

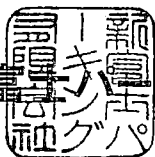
¥ 800.-

但し駐車料金

2024年 5月 30日 上記正に領収いたしました。

新幹線
新富士駅北口

新富士パーキング



富士市柳島285-1
TEL(0545)62-0500

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	資料購入費		
年 月 日	令和 6 年 5 月 3 0 日～	年 月 日	金 額 4, 5 1 0 円

目 的	情報収集のための購読
使 途	時事行財政情報購読料 (5 月分)、振込手数料
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々、情報収集を行い県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

ご利用明細		静岡銀行	
ご利用ありがとうございます。 内容をご確認いただきお持ち帰りください。			
年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	067	
06 05 30			
銀行番号	店番号	科目	口 座 番 号
お取扱店	お取引内容	お 取 引 金 額	
0128	お引出し	¥4,070	
お取扱枚数	*****		
	お っ り	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お 取 扱 い できない場合
	¥4401448	0137	
お振込先明細・ご案内 ミス`ホ ウチサイワイチヨウ 普通 1598455 カ)シ`シ`ツウシンシヤ 様 ハヤカワ イクコ 様 TEL0545-62-4645			

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a) 4, 5 1 0 円	案分率(b) / 100%	政務活動費支出額(a×b) 4, 5 1 0 円
------------------------------	------------------------	---------------------	-----------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政調査費(交通費 駐車料金)		
年月日	令和6年5月31日～	年月日	金額 3,720円

目的	県庁にて、6月定例会代表質問ヒアリング
使途	交通費(新富士～静岡往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	県立高校における通級制、新産業育成等について担当者から説明を受け、6月定例会代表質問に反映していく

《領収書貼付枠》

※支払者 早川育子

領収書
Receipt

領収年月日 2024.5.31 登録番号: T3180001031569
金額 ¥2,920(消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)
購入商品 J R乗車券類
(50271 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
新富士駅 MV804 発行 60272-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士パーキング

TEL:0545-62-0500
静岡県富士市柳島285-1

2024年05月31日(金) 18時13分

領収書

入庫時刻 14:09
出庫時刻 18:12
出庫 ¥800*
利用時間 4:03
合計 ¥800
(内税売10% ¥800)
(消費税 ¥72)
(消費税計 ¥72)
お預り ¥800

シートNO. 000004 ジ:0001
担当:担当者1 店:0001

登録番号

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a) 3,720円	案分率(b) 100%	政務活動費支出額(a×b) 3,720円
------------------------------	--------------------	----------------	-------------------------

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5 月分】（会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・ 早川育子 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (k m)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× k m / k m	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記 C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》

※別紙

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用での利用があるため案分する	22,426	1/2	11,213
	22,483 円	50%	11,241 円

24年中無休で営業！
給油は7★「IDEMITSU」がおすすめ！！



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 登録番号 T3080101014475
2024年 5月 3日 11:20

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-31(内)
15.29 L 168.0 2569円
01200.00

合計 2,569円
(内、消費税等(10.00%) 234円)
(内、P支払可能金額 2,569円)
<支払内訳>
クレジット支払 2,512円
P支払 57円

DrivePayお問合せ番号

支払区分：一括
承認No. 0000006783
端末処理通番：27936

24年中無休で営業！
給油は7★「IDEMITSU」がおすすめ！！



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 登録番号 T3080101014475
2024年 5月12日 10:33

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-13(内)
23.33 L 166.0 3873円
01200.00

合計 3,873円
(内、消費税等(10.00%) 352円)

支払区分：一括
承認No. 0000006791
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：13421 ATC: 0001
IC/MS識別子：IC
AID: A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

24年中無休で営業！
給油は7★「IDEMITSU」がおすすめ！！



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 登録番号 T3080101014475
2024年 5月16日 09:46

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-25(内)
38.14 L 164.0 6255円
01200.00
(内、QR油種値引 -02.0 -76円)

合計 6,255円
(内、消費税等(10.00%) 569円)
(内、P支払可能金額 6,255円)

DrivePayお問合せ番号

支払区分：一括
承認No. 0000006809
端末処理通番：23045

24年中無休で営業！
給油は7★「IDEMITSU」がおすすめ！！



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 登録番号 T3080101014475
2024年 5月21日 13:55

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-25(内)
21.92 L 164.0 3595円
01200.00
(内、QR油種値引 -02.0 -43円)

合計 3,595円
(内、消費税等(10.00%) 327円)

支払区分：一括
承認No. 0000006817
端末識別番号：0817501317865
端末処理通番：23411 ATC: 0002
IC/MS識別子：IC
AID: A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10703

担当

24年中無休で営業！
給油は7★「IDEMITSU」がおすすめ！！



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 登録番号 T3080101014475
2024年 5月27日 22:08

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-25(内)
31.75 L 164.0 6191円
01200.00
(内、深夜値引 -02.0 -75円)

合計 6,191円
(内、消費税等(10.00%) 563円)

DrivePayお問合せ番号

支払区分：一括
承認No. 0000006825
端末処理通番：23874

ホリヤ分

(¥22,483 - ¥57) ÷ 2 = ¥11,213